

2015年5月13日

各 位

会社名 蝶理株式会社
 代表者名 代表取締役社長 先瀨 一夫
 (コード番号 8014 東証第1部)
 問合せ先 経営政策部長 河村 泰孝
 (TEL. 03-5781-6201)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月15日開催予定の第68回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることから、当社定款第31条および第41条の規定を変更するものであります。なお、第31条の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第31条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第31条 (取締役の責任免除)</p> <p>①当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

<p>第41条（監査役の責任免除）</p> <p>①当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第41条（監査役の責任免除）</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2015年6月15日
定款変更効力発生日	2015年6月15日

以上